

東かがわ市告示第 96 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第 2 項の規定に基づき道路の部分の供用を廃止するので、同条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、東かがわ市事業部建設課において、告示の日から 3 週間一般の縦覧に供する

令和 8 年 6 月 11 日

東かがわ市長 上村 一郎

1 道路の区域

整理 番号	路線名	区 間	変 更 前 後 別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
3222	雁田線	東かがわ市帰来 222-7 地先から 東かがわ市帰来 123-4 地先まで	前	5.0 ~ 9.2	40.2
			後	—	—

2 供用廃止の期日 令和 8 年 6 月 11 日